

平成29年8月22日 定例教育委員会 会議録

1 開催日時及び場所

- ・平成29年8月22日(火) 午前10時00分 ~ 午後12時10分
- ・教育委員会室

2 出席者

教育長	松川 禮子	事務局職員	
委員	稲本 正	副教育長	石原 佳洋
委員	月村 時子	教育次長	折戸 敏仁
委員	野原 正美	義務教育総括監	服部 和也
委員	森口 祐子	総合教育センター長兼教育研修課長	坂井 和裕
委員	竹中 裕紀	教育総務課長	布施 明彦
		教育総務課教育主管	堀 貴雄
		教育総務課教育主管	古田 秀人
		教育財務課長	林 裕久
		教職員課長	石田 達也
		教職員課福利厚生室長	若野 明
		教職員課教育主管	服部 照
		学校安全課長	三輪 康典
		学校支援課長	北岡 龍也
		学校支援課教育主管	渡邊 勝敏
		学校支援課教育主管	園部 栄子
		特別支援教育課長	林 雅浩
		体育健康課長	野田 正明
		体育健康課教育主管	中川 浩美
		勤務環境改革監	山田 育康

3 議事日程等

報第1号、報第2号、議第1号及び議第2号について非公開とすることを決定。

4 会議録

平成29年7月21日開催の定例教育委員会の会議録を承認。

5 審議の概要

別添のとおり

会 議 録

発言者	発言内容 () 書きは事務局発言
非公開とする議案等の目安について	
教 育 長	はじめに、7月21日に開催した県議会教育警察委員会との意見交換会において非公開案件の基準について話題に上がったので、今回、改めて県教育委員会会議を非公開とする議案等の目安について、事務局から説明をお願いします。
教育総務課長	<p>平成13年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、第13条第6項第7項に教育委員会会議の公開非公開についての規定が追加された。それに合わせてこの申し合わせ事項を定め、公開非公開の判断基準としていたところである。非公開とする議案の目安は(1)から(4)に定めたとおりである。(1)から(3)については書いてあるとおりで、(4)のその他、必要と認める議案については、岐阜県情報公開条例の考え方を参考にして判断している。次に、岐阜県情報公開条例では、岐阜県が保有する情報は原則として公開することになっているが、条例第6条の各号には、例外的に非公開とすることとなっている事項が列挙されており、このうち第5号が、申し合わせ事項(4)の判断基準となっている。第5号は、審議検討協議事項となっており、公開することにより、率直な意見交換ができなくなったり、県民に混乱を生じさせたりする等の恐れがあるものとされている。これを根拠に、非公開案件として教育長が発議し、皆様のご承認をいただいていたところである。しかし、先般の県議会教育警察委員会との意見交換会で議員から出された意見を踏まえ、より開かれた教育委員会会議を目指し、会議の公開について、次の3点を進めていきたいと考えているところである。</p> <p>1点目は、会議の公開についてである。これまでは、事務局報告の場合も議案として提出した場合も教育長から非公開の発議を行っていたが、今後は、最終的な議案は、原則公開すべき議案として、教育長からの非公開の発議は行わないものとする。2点目は、会議資料の公開についてである。これまでホームページには、会議の日時、議題、議事録しか掲載してなかったが、公開案件については、会議資料も原則ホームページに掲載していくこととする。3点目は、会議録の公開についてである。これまでは、非公開案件については会議録も非公開としていたが、事後的に公開しても差し支えないと判断されるものについてはホームページで公開していく。なお、事後的に公開できるかどうかについては、事務局で判断の上、各委員の皆様にもお尋ねしていくこととする。</p>
教 育 長	前回の県議会教育警察委員会では愛知県と比べて岐阜県は非公開案件が多いという話がでていたが、客観的に見てどうなのか。
教育総務課長	岐阜県では事務局報告としてあらかじめ議論しているものを、愛知県では別の会議をもうけあらかじめ議論しているため、公開の度合いが高く見られていたと考える。なお、先ほどの説明のとおり、最終的な議案を原則公開とすることで愛知県とも対応は同じということになると考えている。
報第1号 教育委員会事務局職員の人事異動について（非公開案件）	
教育総務課長	<p>8月1日付けで岩田真澄教育総務課課長補佐兼調査広報係長の人事異動を専決により行ったので報告し、承認を求めるものである。</p> <p>岩田課長補佐が知事部局へ出向し、環境生活部県民生活課課長補佐兼交通安全・コミュニティ係長へ転任した。後任者は不補充だが、棚橋典広教育総務課課長補佐兼政策企画係長が調査広報係長を新規に兼務する。</p>
稲本委員	ひとり職員が減ることになるが大丈夫なのか。

ホームページ公開用

教育総務課長	（ 清流の国推進部地域スポーツ課内にアジアジュニア陸上競技大会推進室が新たに創設されるため、人事異動があったものである。ひとり職員が減になるが、教育委員会としては係長を兼務させ事務分掌も見直したうえで対応する。
教育長	報第1号について、挙手により採決する。
教育長	全員賛成により承認する。
報第2号 教育に関する事務に係る議案に対する意見について（非公開案件）	
教育総務課長	（ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、平成29年第4回定例岐阜県議会に提出される教育に関する事務に係る条例改正の議案について、岐阜県知事から7月28日付けで意見を求められ、8月3日に別添のとおり異議がない旨、専決により回答したので報告し、承認を求めるものである。 今回の改正は、県が行う事務について、個人番号いわゆるマイナンバーを利用し、所得状況等の確認のために必要な特定個人情報の提供を市町村等から受けることができるようにするため、岐阜県個人番号の利用に関する条例の一部を改正し、個人番号を利用する県の事務を条例に新たに規定するものである。今回、条例に新たに規定する教育委員会の事務は、4つの事務がある。一つ目に県立高等学校授業料等徴収条例による授業料等の免除等に関する事務、二つ目に公立高等学校に在学する生徒の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務、三つ目に公立高等学校等で学び直す生徒に対する支援金の支給に関する事務、四つ目に特別支援学校に在学する生徒等の保護者等に対する就学のために必要な経費の支弁に関する事務である。これらの事務について、個人番号の利用が可能となることにより、市町村など県以外の機関から必要な情報を受けることができるため、申請者にとっては課税証明書等の添付書類を省略することができるなど負担軽減となる。
稲本委員	県外から募集をすることとは関係あるのか。
教育財務課長	（ 高等学校の授業料関係に関する事務で、所得に応じた授業料の減免や就学のための給付金の給付など、通常は所得証明書を添付して頂くところマイナンバーを提供して頂くことで県が市町村へ確認ができるようになるものである。県内や県外を問わず同様に対応可能である。
教育長	報第2号について、挙手により採決する。
教育長	全員賛成により承認する。
議第1号 職員の表彰について（非公開案件）	
職員の表彰について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
議第2号 市町村立学校管理職等の人事異動について（非公開案件）	
市町村立学校管理職等の人事異動について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
議第3号 岐阜県教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則について	

ホームページ公開用

<p>教育総務課 教育総務長</p>	<p>岐阜県教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則についてお諮りする。</p> <p>改正の趣旨は、教育委員会会議の傍聴に関する手続きを簡素化しようとするものである。現在、教育委員会会議の傍聴を希望する者には、あらかじめ傍聴申請書を提出していただき、教育委員会事務局で決裁した後に傍聴者証を交付している。これまでは、傍聴者が1回の会議につき1名ないしは2名程度で、それほどの影響はなかったが、7月11日の臨時教育委員会では10名の傍聴者があり、多少混乱があった。また、東海北陸の5県の状況を調べたところ、本県と同様に常に傍聴者証を交付することとしているのは愛知県教育委員会のみで、三重県と北陸3県の教育委員会は傍聴者証に関する規程は無いが、あっても傍聴席の整理を行う場合にのみ交付するというものであった。そこで、傍聴規則のうち傍聴者証に関する規程を削除し、傍聴を希望する者は、受付で住所氏名等を記入するのみで、傍聴できるようにしようとするものである。</p> <p>さらに、今回の改正がご承認いただけた場合には、冒頭でご説明申し上げた岐阜県教育委員会会議申し合わせ事項の改正も必要となり、2の傍聴人数については、岐阜県教育委員会傍聴規則第2条第4項となっている部分が同規則の改正に伴い、第2条第2項となる。また、これまでの法律や規則の改正により改正しなければならなかったにもかかわらず、そのままになっていた部分があるため、併せて改正するものである。1の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項とある部分は、平成26年に法改正されたことにより、いわゆる条ずれがあり、現在の法律では第14条第7項となるため改正する。また、(1)②の附属機関の委員の委嘱又は任免に関する事項については、昨年度末に教育長に対する権限の委任等に関する規則を改正し、教育委員会に報告をすることを要しないこととしているため、削除する。以上、取消線の部分を削除し、下線の部分を追加するものである。</p>
<p>稲本委員</p>	<p>一般の傍聴と報道関係者の傍聴は目的が違う気がする。報道関係者は制限がないということではよいか。</p>
<p>教育総務課 教育総務長</p>	<p>そのとおりである。</p>
<p>竹中委員</p>	<p>報道関係者を除き、原則として5人とするとあるが、人数制限は引き続き残るのか。また、人数制限をする場合の決め方は決まっているのか。</p>
<p>教育総務課 教育総務長</p>	<p>会議室の物理的スペースの問題により一般の方の傍聴が多い場合は制限をせざるを得ないと考えている。また、人数制限は先着順により決定することで考えている。</p>
<p>教育長</p>	<p>議第3号について、挙手により採決する。</p>
<p>教育長</p>	<p>全員賛成により原案のとおり可決する。</p>
<p>議第4号 岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令について</p>	
<p>教育総務課 教育総務長</p>	<p>岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令についてお諮りする。</p> <p>教育委員会事務局の事務の効率化・簡素化を図るため、岐阜県教育委員会公文書規程の文書の回議に関する規定について、関係課へ文書を回議する場合における回議先を、係長以上の職にある者から課長に限定するものである。なお、知事部局においても、岐阜県公文書規程について同様の改正を、平成29年8月1日付けで行っている。</p>

ホームページ公開用

稲本委員	迅速な対応を考えるなら簡素化することは非常に良いことだと考える。なお、公文書だけでなく教育委員会全体の事務の簡素化も考える必要がある。
教育総務課長	事務事業は常に効率化・合理化・簡素化を図る視点が重要である。働き方改革でも教員の多忙な状況は問題であり、教員が教員でなければできないことに集中できるような環境づくりをしていきたいと考えている。また、事務局の事務事業についても知事部局と整合を図り、見直しを行っている。さらに進めて取り組んでいきたいと考えている。
教育長	議第4号について、挙手により採決する。
教育長	全員賛成により原案のとおり可決する。
<p>議第5号 教育委員会の点検評価について</p>	
教育総務課長	<p>教育委員会の点検評価についてお諮りする。</p> <p>点検評価の趣旨は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、外部有識者の意見を活用して、点検評価を行うこととされており、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられている。この点検評価について、本県では、従来から、教育行政の方向性や具体的な施策を教育ビジョンの進行管理をもって点検評価としている。</p> <p>資料1は大変ボリュームがあるため、資料2を用いてご説明する。基本目標1の確かな学力の育成と多様なニーズに対応した教育の推進の1の確かな学力の育成については、学力調査分析会議や学力向上推進会議を開催し、学習内容の確実な定着を図る指導に取り組んできた。2の特別支援教育の充実については、教職員の専門性の向上を図るため、特別支援学校教諭免許取得の促進や、障がい種ごとの専門的な知識や技能を持った教職員であるコア・ティーチャーを24人養成した。また、特別支援学校の計画的な整備に取り組み、本年度4月に岐阜清流高等特別支援学校を開校した。3のグローバル社会で活躍できる人材の育成と外国人児童生徒の教育の充実については、グローバル化に対応した教育を推進するため、岐阜県英語教育イノベーション戦略事業を継続し、小中高連携英語拠点校区事業や岐阜県英語ふるさと副教材の作成・配布などを行った。次に、外国人児童生徒に対する支援として、外国人児童生徒の母国語を使用できる適応指導員を高校等に17人配置するとともに、必要に応じて各学校に派遣した。4のキャリア教育・産業教育の充実については、小、中学校では、キャリア教育実践事例集を作成し、高等学校では、キャリア教育アドバイザー15人を計画的に配置した。また、産業教育の充実のため、専門高校生地域連携推進事業を専門高校8校で実施し、その成果を発表会等で普及した。なお、県内の専門高校が全国規模の大会等の最上位に11個入賞している。基本目標2の豊かな心と健やかな体を育む教育の推進の1のいじめ等の問題行動や不登校への対応と教育相談体制の充実については、文科省の年1回のいじめ調査に加え、年2回の県独自調査を実施しきめ細かな実態把握に努めている。次に、教育相談体制の充実として、資料2 4時間電話相談子供SOS24を実施するなど、いじめの未然防止、早期発見等を支援した。2のふるさと教育・環境教育の推進については、岐阜県ふるさと教育フェスタを開催し、ふるさと教育表彰の表彰式や各実践校の活動報告等を行い、保護者や地域住民、幼児、児童生徒が一緒になってふるさとへの誇りと愛着を育むことができる機会作りに取り組んだ。また、岐阜県の豊かな河川・森林環境について学ぶふるさと教育の優れた実践校を水と森に学ぶ推進校として支援し、自然環境をテーマとしたふるさと教育の取組について、普及・啓発を図ってきた。基本目標3の魅力ある教職員の育成と安全・安心な教育環境づくりの推進の1の優秀な教職員の確保</p>

	<p>と教職員の資質能力の向上については、優秀な人材を確保するため、志願種別に小学校教諭英語、特別支援学校教諭に数学・理科・家庭・商業を新設し、該当教科等の教員として必要な能力や専門性を身に付けた教員の採用選考を実施した。また、教職員に求められる義務、資質等についてまとめた岐阜県教職員コンプライアンス・ハンドブックを作成した。2の優秀な教職員の確保と教職員の資質能力の向上については、平成23年3月の東日本大震災以降防災教育に力を入れ、公立学校管理職を対象とした各種研修、高校生の防災リーダー育成に取り組んだ。また、教職員が、児童生徒の食物アレルギーに対し、適切な対応が取れるように手引きや事例集を作成し、研修を行うなど安全・安心な学校づくりの充実に取り組んでいる。基本目標4の学校・家庭・地域の連携による教育コミュニティづくりの推進については、子育て中の親が家庭教育について学ぶ機会の充実を図るため、県内各地域で研修会を開催するとともに、地域全体で子どもたちの学びを支援する取組を推進してきた。基本目標5の生涯にわたる学習・文化・スポーツの推進については、子どもたちや地域住民が文化芸術を身近に感じられるようにするため、県社会教育施設において、高校生以下の観覧料等を無料化するほか、多彩な教育普及活動の実施に取り組んできた。重点施策の中長期的な将来を見据えた高等学校の改革については、平成31年から33年度までの中学校卒業予定者数の急減期を見据えた入学定員を策定とあわせて、県立学校活性化に関して引き続き検討を重ねている。次に、施策実施目標の達成に向けた方策として、22指標のうち進捗に課題がある10指標について、現状分析と今後の取組について記載している。また、資料1の63項と64項には、7月28日に開催した点検評価に関する外部有識者による評価会議においていただいた主な意見を記載している。今後は、9月県議会に報告し、県のホームページにおいて点検評価結果として掲載する予定でいる。</p>
<p>稲本委員</p>	<p>いじめ問題やふるさと教育など結果が出ている良い点を世の中にもっとアピールするといいいのではないか。なお、悪い点では学校の授業が分かる児童生徒の割合が低い、先生自身が授業に集中できないのが問題でないか考える。</p>
<p>学校支援課長</p>	<p>教育委員会は良い活動を広めていくという活動が得意ではないところではあるが、非常に重要なことであるため、ご指導いただきながら進めていきたい。また、学校の授業が分かる児童生徒の割合が明らかに下がってきていることについては、近年、若い教員が大幅に増えてきており、これまで経験に基づき行われてきた能力を引き継ぎ、若い教員が自信をもって授業できるような指導方法などを提供しなければならないと考える。</p>
<p>竹中委員</p>	<p>グローバル社会で活躍できる人材の育成について、英語教育に力を入れているのは大変良い。しかし、英検準1級以上相当の英語力を有する教員の割合を見ると、中学校と高校の教員に大きく差があるように感じる。英語力の差を無くすこと、また英語だけではなく、専門性やスキルを上げることも自信に繋がるのではないか。</p>
<p>学校支援課長</p>	<p>現状の数値について、低いという認識はある。目標値である50%と80%は文部科学省で出されており、それに準じて県として設定しているが、全国的に低い状況である。その中で高校は、目標値の80%に近く、全国でも相当高い値である。英語の専門性を持った教員が英語の能力を発揮する事は重要なことであり、今後も教員の資質向上に努めていきたい。その先にある子どもたちの英語能力の向上の為、いかに教員に頑張ってもらいたかが重要である。教育研修課とも連携しながら取り組んでいきたい。</p>
<p>野原委員</p>	<p>教育普及活動参加者数は大変素晴らしい数値である。目標値の設定変更については考えているのか。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>社会教育施設の使用については、ワークショップ等のイベントの充実を図ったことにより、参加者が大きく伸びたとのことある。</p>

ホームページ公開用

<p>月 村 委 員</p>	<p>岐阜県のふるさと教育はかなり充実してきているが、それに学習・文化・スポーツを加え更に充実させると、素晴らしいものになるのではないかと。各地域のへき地の小さな村でも教育の現場を維持してほしいとの希望があるため、学校教育だけでなく地域の繋がりを重視し、保護者などを巻き込むことも大切ではないかと。また、保護者は教育に興味があり、参加したい気持ちはあるが、ハードルが高いと身を引いてしまうところがある。例えば、講演会など保護者や地域の方と一緒に、子どもたちを巻き込んだ楽しい研修内容だと、保護者の反応はとてもよく、次回への継続に繋がるのではないかと。</p>
<p>学 校 支 援 課 長</p>	<p>地域と学校との関係は、ここ数年で変わってきており、新しい指導要領の理念を社会にたけた教育化という事で社会と学校が同じ目標をもつために、国も全国的にコミュニティスクールを拡大していこうという動きがある。岐阜県の場合は、岐阜市が全ての学校でコミュニティスクールを導入しており、地域に学校の運営・経営に関わって頂く体制設備が進み拡大していくことが、重要となる。それらを通して、地域の方が学校教育を補っていくパートナーとなることにより、ふるさと教育や子どもたちの活動を支えていく仕組みが出来上がるのではないかと。</p>
<p>稲 本 委 員</p>	<p>斐太高校は、スーパーグローバルハイスクールを行っているが学校のみでは何もできないのではないかと。学校のみでは取り組みの幅が広がらないため、市としてグローバル化に向けた取り組みを広げていくことに移行しつつある。学校だけでなく地域の問題として関わることは良い事であるため、今後も見守っていきたい。また、外部有識者の意見の中には情報教育の推進についてとあるが、その変化に教育や地域がついてこれるかどうかが大きな問題であるため、対策を考えていかなければならない。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>教育委員会の事務事業の点検評価は、第2次岐阜県教育ビジョンの進捗管理で行っているが、このビジョンは30年までであり、第3次を計画する準備をしなければならない。本日頂いた意見を踏まえ、次の5年間の計画に活かしていきたい。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議第5号について、挙手により採決する。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>全員賛成により原案のとおり可決する。</p>
<p>議第6号 岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針の改定について</p>	
<p>学 校 安 全 課 長</p>	<p>岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針の改定についてお諮りする。</p> <p>本年3月に、国の基本的な方針が改定されたこと等に伴い、県の基本的な方針を改定しようとするものである。いじめ防止対策推進法第11条で、文部科学大臣が基本方針を定めるものとされている。国の基本方針は、この法第11条を根拠に、平成25年10月に決定された。本年3月にはこの法律の施行後3年を経過したこと等から、附則第2条第1項の規定に基づき、国において改定の措置が講ぜられたものである。地方公共団体は、国の基本方針を参酌して、地方の基本方針を定めるよう努めるもの、とされている。県の基本方針は、この法第12条を根拠に、平成26年3月に策定されたものである。</p> <p>資料2で、主な改定事項について、12のポイントとして整理しているのでご説明する。今回の改定の多くは国の基本方針に準拠しており、一部について岐阜県独自の内容を盛り込んでいる。それぞれの項目の右端に【国の方針準拠】、あるいは【県独自】等と記述している。これらポイントは、前回の7月21日の定例教育委員会でご報告しているため、本日は、主な3点についてのみ簡単にご説明する。</p> <p>1点目、「けんかは除く」を削除する。けんかやふざけあいでも児童生徒の感じる被</p>

害性に着目して判断するものである。10点目、いじめの「解消」の定義を明記する。改定案では、いじめの「解消」の定義について、2つの要件を定めている。1つは「いじめに係る行為が止んでいること」である。この期間について、「少なくとも3か月を目安とする。」こととしている。もう1つが「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。」である。この点は、いわば内心の問題であり、非常に難しい問題と考えている。国の基本方針を検討する審議会においても、例えば次のようなご議論もあったところである。「心の問題の場合には、完治ということではなくて、寛解という状態が、大きいのだろう。」また、「解消というのは神のみぞ知る、ということにしか、結論はないのだろう。」といったご議論であった。このように、いじめの解消の判断基準が明確になると同時に、いわば大変困難にもなったわけで、これにより解消と判断できる件数が非常に減ってくることも懸念される。今後、文部科学省では、いじめの解消率について教育振興基本計画で指標としていたものを、止める方向で検討中と伺っている。12点目、重大事態への対応の留意点を明記する。重大事態が発生したものとしての報告・調査等に当たることを徹底させるためである。これも重要な改定項目で、この通り運用すると、いわゆる重大事態の件数が増加するのではないかと、ということである。この点について、文部科学省では、報告件数の増加は止むを得ず、重大事態として調査の結果、そうであったもの、そうでなかったもの、が判明し、それを公表する、という考え方である。そうすると、自死なり、不登校なり、重大事態となる前の対応が極めて重要となってくる。そうした認識を県内に周知徹底したいと考えている。以上が主な改定点の説明である。

続いて、参考資料2についてご説明する。前回の定例教育委員会において委員より「改定については、いじめの、「防止」・「早期発見」・「対処」という3つの段階について、それぞれの対策を整理したうえで検討すべき」とのご指摘をいただいたことを踏まえ、作成したものである。いじめ防止対策推進法の第1条を抜粋しているが、ご指摘のとおり、法律上、「いじめの防止等」については、「防止」・「早期発見」・「対処」の3つを含む定義となっており、それぞれの段階ごとの対策が必要とされているところである。今回、横軸をその3つの段階に分け、縦軸は組織と事業に分けて整理した。まず、組織だが、「県生徒指導推進会議」は、平成18年に発生した瑞浪中2年の女子生徒の自死事案などを契機に平成20年度に発足した組織である。各青少年指導団体や学校関係者等で組織し、「あったかい言葉かけ運動」など、未然防止を目的とした県民運動を推進している。次に、「県いじめ問題対策検討会」は、いじめ防止等に関係する機関、団体で組織し、県の対策に対しご意見をいただくと共に、相互に連携を図っている。「県いじめ防止等対策審議会」は、法第28条第1項の規定に基づき、県教育委員会の附属機関として条例で設置した組織である。弁護士、精神科医、大学教授等で構成し、いじめによる自死や相当期間の学校欠席といった、いわゆる重大事態に対応する組織である。次に、事業について、岐阜県独自の施策を説明する。「魅力ある学校づくり調査研究事業」は、国立教育政策研究所の生徒指導・進路指導研究センターの事業である。国の事業名は、「いじめ・不登校等未然防止事業」であるが、字のごとく、不登校やいじめの未然防止に向けた調査研究事業である。本県では、この事業が始まった平成22年度からこれまで4市で実施してきたところである。具体的な成果として、学校での授業づくり、集団づくりの中で、全ての児童・生徒が活躍できる場面を設定したり、自分が大切にされている・認められているという自己有用感をしっかりと感じさせたりすることが、いじめや不登校の減少につながる、との研究結果が出ている。現在実施している羽島市の中学校では、不登校数が約2割減少し、うち新規の不登校は約3割減少している。改定案の中では、今後ともこの成果を積極的に活用することとしている。次に、「暴力行為等防止支援員」や「いじめ・不登校等未然防止アドバイザー」について、改定案では、今後ともこれらを推進することとしている。最後に、「スペシャリストサポート事業」も、県独自の事業であり、生徒指導上の諸問題に対応するため、外部専門家を学校に派遣するものである。平成28年度は549件の実績があり、うち弁護士への相談が17件あったところである。教職員の皆様は、法律問題に不慣れな面があることもあり、現在、弁護士により迅速・柔軟に相談できる体制、例えば、「スクールロイヤー制度」と

ホームページ公開用

	<p>いったものが構築できないか、研究を進めているところである。この他、いじめの防止等については、県教育委員会だけで到底完結するものではないため、青少年SOSセンターやネット安全・安心ぎふコンソーシアムなど、知事部局の私学振興・青少年課とも緊密に連携しているところである。</p>
稲本委員	<p>基本方針を読むと、以前に比べ防止のための整備は進んでいると思うが、対応する機関や事業などが非常に多くあり、問題となっている事案について何処へ相談等すれば良いのか一般の人には分かりにくい気がする。もう少し分かりやすくしたほうが良いのではないか。</p>
学校安全課長	<p>各事業等を適材適所に活用していくことについて、まずは学校でしっかりと活用してもらうことが大切と考えており、学校へ周知徹底を図りつつ、保護者等へさらに広めていきたいと考えている。</p>
教育長	<p>県のみでなくそれぞれの市町村でも独自に取り組んでいるものがある。保護者等も理解してみえる方が多くなってきており、特に教員にはしっかりと理解してもらう必要があると考えている。</p>
教育長	<p>議第6号について、挙手により採決する。</p>
教育長	<p>全員賛成により原案のとおり可決する。</p>
<p>事務局報告（政策）</p>	
<p>（1）平成29年度岐阜県教職員保健審査会の報告について</p>	
福利厚生室長	<p>平成29年度岐阜県教職員保健審査会を開催したのでご報告する。</p> <p>職員保健審査会は、教職員に採用する者の健康診断の結果判定や教職員の健康管理に関して調査審議するものであり、疾患の種類により三つの部会が設置されている。第1部会は結核性疾患、第2部会は精神・神経系疾患、第3部会はそれ以外の疾患に関する事項である。このうち、本日報告するのは8月2日・3日に開催された第2部会で、精神・神経系疾患により休職している職員からの復職審査の申し出に対し、病状等についての審査を行った。今回の精神疾患等による休職からの復職審査に至る流れについては、参考欄のとおり、40日間以上の職場復帰支援プログラムを所属で実施することが必須となっている。プログラム実施後、プログラム中の日誌、所属が作成する報告書、主治医の意見書をふまえ、当日審査に従事される精神科医師である審査会委員3名が、家族と所属長同行のもとそれぞれ本人の事前診察を行ったうえで、審査会に諮ることになっている。今回の審査対象は、高等学校教諭1名、小中学校教諭7名の合計8名で、内訳は、男性4名、女性4名、また、20代が4名、40代が1名、50代が3名であった。審査会では、各委員による事前診察の結果と、職場復帰支援プログラムの状況や復職後の対応・配慮等についての所属長の意見、更に教職員課の意見を踏まえて、各委員において審査していただいた。その結果、8名全てが一定の期間勤務に制限を加える要軽業とし、継続した治療が必要であるとの条件を付して復職することが適当と判断を頂き、8月中に1名、9月中に7名が職務に復帰する予定である。審査会については今後も第2部会は毎月、第1・第3部会は申請により随時開催するほか、新規採用者の健康診断結果の判定を行う。</p>
教育長	<p>復職した方が上手く適応されていけば非常に良いと思うが、フォローアップはしているのか。復職された方が上手いかなかった場合、審査会にもフィードバックされてい</p>

ホームページ公開用

	るのか。
福利厚生室長	審査会終了後は復帰という形になり、健康管理の区分として要軽業といった制限や治療を継続するなど条件を付しているため、条件については確認をさせて頂いている。
稲本委員	フィードバックではなく、復帰したが再度休職したりする確率に関するフォローアップについてはどうか。過去を見ると、再発するケースがかなり多く、それはお互いにとって不幸ではないか。先生方はその辺をどう判断されているのか。
福利厚生室長	審査会の中でも過去同じように精神の疾患等で休職された方がいるが、再発については審査会の中でも充分議論されている。統計的なものではあるが、例えば、平成28年度の保健審査会第2部会の精神疾患関係で審査会にかかったうち4名が再発例であったという結果がでている。勤務状況の中で配慮しているが、再発された方については休職という形になるケースがあるのが現状である。

(2) 平成29年度第1回岐阜県教員育成協議会の報告について

教育研修課長	<p>平成29年度第1回岐阜県教員育成協議会を開催したのでご報告する。</p> <p>この協議会は、全国的に教員の大量退職・大量採用が進み、教員の資質向上が喫緊の課題となっている中、教員に必要な資質や能力の到達目標、それに基づく研修計画を検討するためのものである。岐阜大学と岐阜聖徳学園大学の2つの教員養成系大学、小中高特の代表校長、保護者代表が参加する。大学と教育委員会がともに協議を行う事で、教員研修に大学側の協力も要請でき、大学側も教員の実態を踏まえ、学生を養成するなど、教員の養成採用研修を一体的に進めることができる。今回は現在の研修に関するご意見が多く、例えば、教員が主体的に研修できるような魅力ある研修にすることや、研修の後補充のような条件整備について意見があった。実態として研修を受けたくても忙しくて学校を離れにくい状況を踏まえ、研修の方法論についてもこれから検討していきたいと考える。大学側の課題としては、養成段階の課題や大学で身につける内容も検討していきたいということで、今後、事務局内でワーキングを行い10月に予定している2回目の協議会にかけ、教員研修の在り方なども検討していきたいと考えている。</p> <p>次に、清流の国ぎふ教師養成塾の開講についてご報告する。</p> <p>清流の国ぎふ教師養成塾は、県教委が直接大学生を対象に実施する新規事業である。教員の大量退職・大量採用の時代に採用後即戦力となるような人材の確保と養成をねらうものである。また、学生にとっても採用後、即教壇に立つ不安を軽減するというメリットがある。8月17日(木)に開講式を行ったが、参加者は総合教育センターの会場に100名、東濃と飛騨の遠隔地ではテレビ会議システムを組んだサテライト会場に22名の合計122名であった。また別に、岐阜大学の会場に50名、岐阜聖徳学園大学会場に101名が参加し、合計273名が塾の第1期生となった。開講式では松川教育長の挨拶に続き、20人程度の5グループで授業の具体例や生徒指導、道徳をテーマとし講座を行った。学生は非常に前向きで積極的、主体的に演習に取り組む姿が見られ、これから教員を目指す熱い気持ちを感じた。次回は12月27日、28日を予定している。</p>
--------	--

(3) 平成29年度第2回岐阜県道徳教育振興会議の報告について

学校支援課長	<p>平成29年度第2回岐阜県道徳教育振興会議を開催したのでご報告する。</p> <p>今回の会議は、岐阜県道徳教育振興会議において実践校として続けている可児市立旭小学校、瑞浪市立瑞浪中学校、県立土岐広陵高校の3校に来ていただき、それぞれの取り組み状況のご報告を頂いた。各学校における実践は、10月から11月にかけて、それぞれの学校において実際授業を見せていただき再度議論する。それに先駆けた現状の報告ということで行われたものである。その中で重要なポイントとしては2点ある。</p>
--------	---

1点目は、委員会に出された主な意見の中の二つ目、新しい道徳教育を一つのキーワードとして考え議論する道徳といわれているが、その中で対話の場面の位置付けや問題解決的な話し合いの在り方等手段が目的化されてしまうという傾向があると意見があった。考え議論する中の議論する事が目的となってしまうとは、何のために議論するのかというのが忘れられがちな為、最終的に何をを目指すのかを大事にした取組を推考していきたい。

2点目は、道徳教育の視点で管理職が学校経営のマネジメントを行う重要性について意見があった。今回新しい特別の道徳ということで、一つの教科になってしまう部分もあり、その中だけで道徳教育を行えばいいという誤った認識が伝わらないかという懸念がある。道徳教育は学校教育活動の要であり、道徳の時間だけで行えばいいという訳ではなく、各教育活動全てが道徳教育に何らか繋がっていくという意識の中で取り組んでいく必要性が、学校経営の中の位置付けというところでも管理職が意識しなければならぬところである。その点を踏まえながら、今後進めていきたいと考えている。

(4) 平成29年度第1回新子どもかがやきプラン推進委員会の報告について

特別支援
教育課長

平成29年度第1回新子どもかがやきプラン推進委員会を開催したのでご報告する。

この会議は、今年3月に策定された新子どもかがやきプランに掲げた重点政策の推進にあたり、各施策の進行状況及び課題をふまえながら、次年度のアクションプランの策定に向けた検討を行う事を目的として、専門家や保護者、教育・医療・福祉・労働等の関係者により構成され、ご意見を伺ってきた。今年度第1回が8月3日に実施されたためご報告する。

協議題の1点目は、平成30年4月開校予定の西濃高等特別支援学校（仮称）の校名についてである。同校の校名については、西濃地区の高等特別支援学校が新設開校することを周知するとともに、地域や県民の方々に親しめる学校となるよう、公募により募集を行った。募集は平成29年5月22日から7月10日までを期間とし、県のホームページへの掲載や記者クラブへの情報提供の他、県内の小中学校や義務教育学校、特別支援学校に文書での依頼による方法で行った。その結果、各校種の児童生徒や学校関係者の他、地元の関係機関や一般の方からご応募いただき、総数で1,095点の応募をいただいた。校名として、多い順に西濃高等特別支援学校が316票、次に水都高等特別支援学校が118票、3番目が伊吹高等特別支援学校で87票、以下ご覧のような校名と応募数であった。全体としては、地域の名称及びそこからイメージされる言葉を含んだ名称が多いと感じた。この集計結果をふまえ、本推進委員会においてご審議いただいた結果、西濃、水都、伊吹の3案を校名案として選定していただいた。選定にあたっては、応募件数が多い事、学校の所在地の地域名が入っていると分かりやすくよい事、名称から受けるイメージが良い事等のご意見が出され、この3案が選定された。今後、この3案を基に事務局で検討を行い、9月の定例教育委員会にお諮りし、教育委員会としての最終案を決定していただくというスケジュールを考えている。協議題の2点目は、新子どもかがやきプランに基づいた事業展開に関する内容である。最初に軽度知的障がいのある児童生徒の多様な学びの場を保障するために検討が今後必要となる進路支援の在り方について、次に今年度から始まった発達障がい等総合支援モデル事業の進捗と方向性についての2点が主なものであった。委員から出された主なご意見として、進路支援については、軽度知的障がいのある生徒が中学校から高等学校段階に進む際に、今後は特別支援学校の高等部、高等特別支援学校、高等学校の3つの校種の中で進路を考えていく可能性が広がることから、今年度実施した中学生向けの進路説明会や、高校入試や高校進学後に行っている合理的配慮について状況を説明するとともに、今後の入試制度の在り方等について、ご覧のようなご意見をいただいたところである。また、発達障がいに関するモデル事業については、中学校で進めている個別支援教室、そして高等学校で進めている少人数コミュニケーション事業を通して支援の必要な生徒への対応が着実に進むようにとの観点から、ご覧のような意見をいただいた。これらの意見を踏まえ引き続き検討を進め、年間3回程度の会議を実施し、新プランに基づく来年度

<p>(のアクションプランへの策定に繋げていきたい。</p>	
<p>(5) 平成29年度第1回学校保健総合支援事業連絡協議会の報告について (6) 平成29年度第1回アレルギー対策委員会の報告について</p>	
<p>体育健康課 長</p>	<p>平成29年度第1回学校保健総合支援事業連絡協議会を開催したのでご報告する。</p> <p>体育健康課では、第1回学校保健総合支援事業連絡協議会、及び第1回アレルギー対策委員会の2つを開催した。期日と場所が同日になっているが、2つの会を続けて開催しているため合わせてご報告する。構成メンバーは、医師会・歯科医師会・薬剤師会の三師会の代表、アレルギーの専門医、校長会・園長会の代表、PTA、養護教諭部会、栄養教諭部会のそれぞれの代表、また保健医療課で構成され、合計15名である。学校保健総合支援事業連絡協議会については、昨年度の事業報告及び県内の実態を踏まえた岐阜県の児童生徒の健康問題について、意見交流を行った。主な意見として、増加傾向にある不登校の児童生徒や、特別支援学級・通級指導を受ける児童生徒への対応について意見が出た。また、保健医療課からは、性感染症に関する課題に対する取組について、報告があった。</p> <p>次に、平成29年度第1回アレルギー対策委員会を開催したのでご報告する。</p> <p>昨年度の事業報告を行ったのち、県内のアレルギー調査の結果や児童生徒の実態をもとにした意見交流を行った。増加傾向にあるアレルギーを有する生徒の中には、学校での管理が不要のものもあり、学校から専門医に受診するよう指導する必要があるなどの意見が出された。今後も県の医師会や専門医の指導助言の下、適切な対応を図っていくことを確認した。</p>
<p>教育長</p>	<p>学校保健総合支援事業連絡協議会の意見交流の報告を見ると、不登校の児童生徒の理由を探り、対策を図る必要があるといった一般的な議論に終始したのか。必要があると言われ、どのように回答したかは不明だが、体育健康課のみならず従来から色々と対応してきているのではないかと。専門家もいると思うが、どの程度の意見交流を行ったのか。特別支援学級や通信指導を受ける児童生徒が増えているといった話も極めて一般的だが、もう少し具体的な意見交流がされたのであれば次回に説明をお願いする。</p>
<p>(7) 疲労度等実態調査の結果について</p>	
<p>福利厚生室 長</p>	<p>疲労度等実態調査の結果についてご報告する。</p> <p>この調査は、教員の長時間勤務の解消が課題となっている中、岐阜県内の公立の小中、高等学校及び特別支援学校に勤務する公立学校共済組合員に対して、疲労度の実態を把握するためにアンケート調査を実施したものである。なお、1月に調査を実施しているが、結果の取りまとめ、ご報告が遅れたことについて、まずはお詫び申し上げる。</p> <p>調査対象者は総数15,754名に対して、回答者数は13,361名で回答率は84.8%であった。調査は、身体的疲労、精神的疲労の二つの区分で、それぞれ10項目の合計20項目について自己採点をしていただき、安全ゾーン、要注意ゾーン、危険ゾーンの3つの区分で判定をした。また、その他に、性別、職種等の回答者の属性や、1日当たりの就労時間、時間外勤務の仕事内容、疲労の原因として考えられるものなどを調査した。次に、疲労度に関する自己診断結果だが、図表1では、身体的疲労度、精神的な疲労度、それらを合わせた総合的な疲労度を示しており、総合的な評価で危険ゾーンは全体の15.9%である。また、危険ゾーンと要注意ゾーンを合わせると、おおよそ3割の方に疲労感があることを示している。疲労度を学校区分別に集計すると、危険ゾーンの割合は中学校と高等学校で全校の値を上回っており、危険ゾーンと要注意ゾーンを合わせた割合は、中学校と小学校で全校の値を上回っており、特に中学校での疲労度が高いことを示している。</p>

	<p>次に、疲労の原因として最も割合が高かったのが、事務的な業務量で全体の33.6%である。事務的な業務量とは、国や教育委員会からの調査対応や報告書の作成、学年・学級通信や掲示物の作成・掲示、研修会や教育研究の事前レポートや報告書の作成、児童・生徒、保護者へのアンケート調査の実施など、教科指導以外に生じる事務で、職員が負担に感じているものが考えられる。次いで、学校運営上の業務分担である校務分掌、対処困難な児童・生徒への対応、保護者対応、学習指導の順になっている。また、これを学校区分別に比較した場合、どの区分も上位二つは事務的な業務量、校務分掌と同じだが、小学校では研究授業、中学校と高校では部活指導が全校の値よりも上位になっている。</p> <p>この調査結果については、本日の教育委員会終了後に各学校に送付し、組合員への周知を図りたいと考えている。また、結果をふまえて、職員の働き方等の見直しや保健事業の充実など、疲労度の解消に向けた取り組みを検討していきたい。</p>
<p>稲本委員</p>	<p>報告を事前に受けて予想外だったのは、事務的な業務量と校務分掌が上位であることで、一般企業では人間関係や上司が多いと思うが、逆にそれが少ないのは不思議である。また、中学校と高等学校以外ではあるが、部活が意外にも少ないというのは、自身が事前に予測していたものと違っていた。アンケートを取って見ないと実態は分からないといえるのではないかと。人間関係は一般的には多いはずなのに今回の調査で少ない。学校には校長や教頭はいるが、それ以外は全て横並びであるのに対し一般企業は、平社員がいて係長がいる為、上司との軋轢がうまれる。今回のアンケートは、学校特有なものでているのではないかと思う。一般に疲労度が多いのが3割というのは問題であり、危険ゾーンと要注意ゾーンが3割以上というのは大変な問題であるため、事前に何かしなければならぬのではないかと考える。不思議なのは特別支援学校であり、個人的に現場ではとても疲労すると思うが、頑張っている方が多く心構えがしっかりした状態に入っているからだと思う。逆に一般の先生は甘く見て入り、やってみると大変だったと思うところがあるのではないかと。これは、教員の養成とも関係があるかと考える。様々なことが読み取れるため、アンケートは意味があるものではないかと考える。</p>
<p>(8) 働き方改革における国要望の結果について</p>	
<p>教育総務課 勤務環境 改革監</p>	<p>働き方改革における国要望の結果についてご報告する。</p> <p>7月26日に松川教育長より文科省の高橋道和初等中等教育局長宛て国要望を実施した。最初に本県が策定した働き方改革プラン2017を手交し、策定経過等を説明したうえで働き方改革の観点から4つの項目について要望した。</p> <p>1点目は、教職員定数の改善について教育環境の充実にも寄与する取り組みとして6月の国要望に引き続いて実施したものである。2点目以降が、今回新たに働き方改革として要望した項目であり、現在4%とされている教職調整額について増額を要求したものである。3点目は、休日の部活動手当に関し、現在4時間とされている国基準の2時間や6時間といった弾力化、あるいは支給額の増額を要望するとともに、本県で独自に運用する2時間の部活動手当の支給について紹介させて頂いたものである。4点目は、勤務実態に合わせた給与体系の見直しについて要望したものである。高橋局長からは「文科省の現下最大の課題は学習指導要領の改訂であるが、業務改善についても出来ることから行っていきたい。また、給料体系などを急に変えていくことは難しいが、部活動手当等は手を付けやすいと思うため、優先順位をつけて取り組んでいきたい。」といった回答をいただいた。</p>
<p>教育長</p>	<p>高橋局長にお会いして冒頭に勤務環境改革監という役職は全国で初めて聞いたと言われた。岐阜県はかなり前のめりではあると思うが、頑張って取り組むという姿勢はご理解頂けたのではないかと思う。働き方改革については引き続き要望していきたい。</p>

(9) 県立学校講師自死事案について

教育総務課
長

県立学校講師自死事案についてご報告する。
平成25年度に発生した郡上特別支援学校講師自死事案に関して8月17日(木)に遺族・代理人弁護士・太田県議が来庁し、個人情報開示請求を行うとともに、教育長に3度目となる申入書が提出された。今回の申入書の内容は3点であり、1点目は自殺の原因究明のため第三者による調査を行うこと。2点目は故人のパソコンに保存されているデータ、当時の関係者のメールのデータ、教育長への説明資料、調査計画の詳細について文書の公開をすること。3点目は今後のスケジュールを明らかにすることである。現在は調査を進めている段階だが、申し入れに対しても真摯に対応していきたい。

(10) 高校生の留学促進事業について

学校支援課
長

高校生の留学促進事業についてご報告する。
昨年度8月の定例教育委員会で、高校生留学促進事業において海外に留学した生徒の帰国時に合わせ報告会を行った。今年度は、海外留学の促進事業において子どもたちがどのような成果を上げているかをご説明する。まず、現状についてだが、子どもたちの海外へ対する目があまり向いていない状況が全国的にも課題と捉えられている。それに対し岐阜県では、より子どもたちに海外へ目を向けてもらえるように一つの目安として留学促進事業を行っている。次に、留学支援事業の推移の中で成果だと感じているのは、申請者数が平成24年事業当初の10名から現在は30名を越え、かなり拡大しており、県内各高等学校の海外留学を志す生徒が増えているところと考える。重要な点として留学生在が帰国後に様々な報告会へ参加したり、県主催の事業へ参加したりすることにより、留学の成果を見せ、今回留学した子に続くような意欲ある高校生を更に生み出してしていく循環が生まれており、今後も大事にしていきたい。なお、課題としては、留学支援事業の推移の給付者数の男女比を見ていただくと分かる通り、男子の割合が非常に少ないことである。これは平成24年度の事業当初から継続しており、女子が大変意欲的に取り組んでいる一方で、男子の意欲をいかに高めていくかを課題として捉えている。

事務局報告（その他）

(1) 平成29年度全国高校総体・全国高校定時制通信制体育大会等の結果について

体育健康課
長

平成29年度全国高校総体・全国高校定時制通信制体育大会等の結果についてご報告する。
特筆すべきは、インターハイの団体種目にあるように陸上競技の男子4×100mリレーで岐阜聖徳学園高校、女子バスケットボールで岐阜女子高校が県内で史上初となる優勝を成し遂げたことである。なお、個人種目入賞者の約半数が2年生であり、来年の東海ブロックで開催されるインターハイに向けても非常に期待の持てる内容だったと考える。また、入賞者数については、昨年より若干増えた傾向にある。

(2) 岐阜県における全国レベルの表彰について

(3) 平成29年度教育委員行事予定について

教育総務課
長

岐阜県における全国レベルの表彰について、スポーツ部門の7月分を掲載しているので、ご確認いただきたい。また、平成29年度教育委員行事予定について、前回からの変更点は、網かけの箇所である。

ホームページ公開用

その他	
森口委員	教師養成塾の話聞き、例えば経験値が上がっていくことで、自分の情熱や何かを見失ったりすることもあるため、経験者の方が何人か見学に行くなど、自身の昔の姿を垣間見るような場を設けると良いのではないかと。経験をすることにより見えるものが増えてくるが、自分のエネルギーとなる発端が消えそうなときに新しい人と交わることが出来ると、良い意味で刺激を受けるのではないかと考える。また、学校で勉強を教えている先生が見える部分と、全く違う角度から子どもたちを見ている先生との連携がもう少しとれると改善できる切り口が開けるのではないかと感じた。
教育長	不登校の問題などそれぞれが教育委員会の中の縦割りで取組んでいて、相互に連携が上手く深まっていないといった印象を受けたため、工夫して頂きたい。
稲本委員	教師養成塾を岐阜県の名物にしていくと良いのではないかと。志願者や教育関係者だけでなく、様々な人が参加すると良いと思う。現場の人や一般市民など様々な人を交えて行くことも考えてはどうか。教育長の言われたとおり様々な問題があるため、縦割りでなく、横の繋がりも行うことで、より良い結果が得られるのではないかと。
教育長	教師養成塾について、前に石川県のいしかわ師範塾へ視察に行ったと思うが、岐阜県は本年度が初めてである。開講式で挨拶をしたが、皆が真剣に聞いており非常にやる気を感じたところである。今後も充実を図り成果をあげて頂きたい。
閉会	
午後12時10分、閉会を宣言する。	